

第3章 小中一貫教育校の構想

1 小中一貫教育校の教育

小中一貫教育校の教育方針

小中一貫教育校では、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の育成を基本とし、知・徳・体の調和を図り、児童・生徒の「生きる力」をはぐくむことを目指します。

「確かな学力」については、9年間にわたる学びの連続性を確保し、学力の向上を図ります。

「豊かな人間性」については、異年齢集団での交流や体験的な学習を通して、人間としての生き方を育てます。

「健康と体力」については、地域社会と連携した生涯スポーツを推進し、健康と体力の基礎づくりを促進します。

小中一貫教育校の教育目標と教育課程

小中一貫教育校では、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指す教育目標を設定し、小中一貫教育校や地域社会の実態および児童・生徒の心身の発達を十分考慮して、9年間の一貫した教育課程を編成・実施します。

小中一貫教育校の特質を生かした教育

義務教育の9年間では、児童・生徒の心理的・身体的成長において、以下のような特徴があります。

・心身の発達の変化

身体的な発達が早まってきたことに伴い、心の発達も促され、小学校5年生ごろから思春期が始まると考えられること。

・学力形成の特質

小学校5年生ごろから論理的思考に興味を示し、中学校2年生ごろになると具体的な物を使わずに論理的な思考ができるようになること。

・生徒指導上の課題

小学校5年生と中学校1年生において、不登校児童・生徒数が増える傾向にあること。

そこで、9年間で以下の3期に分けて、それぞれの段階におけるねらいや重点を明確にし、指導します。

・期(1～4年)

基礎・基本を繰り返して、習熟を図る時期です。学びの基本姿勢を身に付けることを目指します。

・期(5～7年)

基礎・基本を生かして、具体的な物で考える時期から論理的・抽象的思考へ

移行する時期です。意欲的に学ぶ姿勢を身に付けることを目指します。

・ 期（8・9年）

基礎・基本を応用して、論理的・抽象的思考を着実にを行う時期です。主体的に学ぶ姿勢を身に付けることを目指します。

2 小中一貫教育校の学校経営体制

小中一貫教育校は、法律上は小学校と中学校を基本にしていますが、小学校と中学校が一つの学校として、一体となった組織体制を編成する必要があります。そのため、小中一貫教育校の校長は、学校経営の一元化を図るため、原則として1人とします。副校長については、小中学校間の連絡や地域社会との連携も考え、原則として3人体制とし、校長の学校経営を支えています。

また、小中一貫教育校では指導の一貫性を確保し、一貫教育の効果を発揮するために、小学校と中学校の教職員が日常的に連携し、一体的運営を図る必要があります。そのため、小中学校教員の兼務発令によって一体的な教育指導体制を確立します。

3 小中一貫教育校の施設整備

小中一貫教育校の施設形態としては、校舎を共有する施設一体型、校舎が隣接する施設隣接型、校舎が離れている施設分離型に分類できます。

小中学校の教職員と児童・生徒が常に身近なところで教育活動を行うことにより、教職員と児童・生徒の一体感が生まれることから、小学校と中学校の距離が近い方が、より高い教育効果が期待できます。

小中一貫教育校の施設の在り方としては、小中一貫教育校における教育活動や学校経営体制の在り方から施設一体型が望ましいと言えます。しかし、新築または改築には多くの費用と時間を要することになることから、小学校と中学校の校舎間の移動が容易な施設隣接型施設を必要に応じて改修し、使用します。

なお、施設一体型の小中一貫教育校の設置については、小中一貫教育校の成果の検証や小中学校の改築等を勘案し、検討していきます。

4 小中一貫教育校への就学（通学区域・学校選択制度との関連）

練馬区の小学校においては、通学区域制度を採用し、児童の就学する学校を指定しています。また、中学校においては通学区域制度に加え、生徒・保護者の意思の尊重と特色や魅力のある学校づくりの観点から学校選択制度を実施しています。小中一貫教育校への就学についても、この制度の趣旨は尊重していく必要があります。

一方、小中一貫教育校は、基本的には9年間の在籍を前提とすることから、その設置にあたっては、小学校と中学校の通学区域が一致していることが望ましいと言えます。しかし、練馬区では、小学校と中学校の通学区域は必ずしも一致していません。

そのため、小中一貫教育校の小学校（以下「一貫小学校」という。）の在籍者で、小中一貫教育校の中学校（以下「一貫中学校」という。）の通学区域外に居住する場合の学校選択制度における優先的な入学や、一貫小学校への周辺校からの指定校変更による入学など、特例的措置を設けることを検討します。

なお、一貫小学校以外で、一貫中学校の通学区域と重なる通学区域をもつ小学校がある場合には、小中連携の強化などにより、円滑な接続に配慮し、教育活動の充実を図る必要があります。

また、小中一貫教育校の教育課程は、文部科学省の学習指導要領に準拠して編成するため、中学校選択制度により一貫小学校以外の小学校から一貫中学校に入学する場合や、転居等に伴い小中一貫教育校以外の小中学校から小中一貫教育校に転入学する場合であっても、学習する上で特段の問題は生じません。

〔練馬区における小中一貫教育校の構想図〕

練馬区立小中一貫教育校										
特色	9年間にわたる一貫した教育課程による教育									
学年	小学校					中学校				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
段階	期				期			期		
発達の特徴	具体的な物を通して考える時期				論理的・抽象的思考へ移行する時期			論理的・抽象的思考を着実に 行う時期		
指導の重点	基礎・基本を繰り返して 基本を学ぶ。				基礎・基本を生かして 意欲的に学ぶ。			基礎・基本を 応用して 主体的に学ぶ。		
指導体制	学級担任制					一部教科担任制		教科担任制		
教育方針	生きる力の育成	知《確かな学力》 9年間にわたる学びの連続性を確保し、学力の向上を図る。								
		徳《豊かな人間性》 異年齢集団での交流や体験的な学習を通して、人間としての生き方を育てる。								
		体《健康と体力》 地域社会と連携した生涯スポーツを推進し、健康と体力の基礎づくりを促進する。								
学校経営	原則として、校長1人、副校長3人体制とする。 小中学校教員の兼務発令により、一体的な教育指導体制を確立する。									
施設整備	施設隣接型の小中学校を必要に応じて改修し、使用する。									
就学	就学する小学校の指定校変更や中学校選択制度において、特例的な措置をとる。									